

○香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月24日規則第21号

香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年香美町条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、香美町福祉医療費助成条例（平成17年香美町条例第83号）第4条、香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年香美町告示第142号）第3条及び香美町こども医療費助成事業実施要綱（平成23年香美町告示第83号）第3条に規定する助成対象者の要件の確認、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）第3条又は第5条の規定に準じて行う知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第7項の規定に準じて行う要保護者に関する調査又は同法第24条第10項の規定に準じて行う保護の開始若しくは変更の申請の受理若しくは保護の実施機関に送付する書面の作成に関する事務とする。

(条例別表第2に定める事務)

第5条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、香美町福祉医療費助成条例（平成17年香美町条例第83号）第4条、香美町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年香美町告示第142号）第3条及び香美町こども医療費助成事業実施要綱（平成23年香美町告示第83号）第3条に規定する助成対象者の要件の確認、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に対する事務とし、同表の1の項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1) 助成対象者等に係る地方税法（昭和25年法律第266号）第5条第2項第1号に規定する町民

税（個人に係るものに限る。）に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

- (2) 助成対象者等に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
- (3) 助成対象者に係る身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。）の交付に関する情報
- (4) 助成対象者に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報
- (5) 助成対象者に係る精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）の交付に関する情報
- (6) 助成対象者等に係る国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条に規定する国民健康保険の被保険者をいう。）若しくは特定同一世帯所属者（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イに規定する特定同一世帯所属者をいう。）又は後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者をいう。）の資格に関する情報

第6条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第3条又は第5条の規定に準じて行う知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認及び知事が作成する書類の交付に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 申込み又は申請を行う者等に係る地方税関係情報
- (2) 申込み又は申請を行う者等に係る住民票関係情報
- (3) 申込み又は申請を行う者等に係る身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。）の交付に関する情報
- (4) 申込み又は申請を行う者等に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報
- (5) 申込み又は申請を行う者等に係る精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）の交付に関する情報

第7条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、外国人に対して生活保護法第19条第7項の規定に準じて行う要保護者に関する調査又は同法第24条第10項の規定に準じて行う保護の開始若しくは変更の申請の受理若しくは保護の実施機関に送付する書面の作成に関する事務とし、同表

の2の項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 要保護者又は被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る地方税関係情報
- (2) 要保護者等に係る住民票関係情報
- (3) 要保護者等に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- (4) 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (5) 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- (6) 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (7) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
(条例別表第3に定める事務)

第8条 条例別表第3の規則で定める事務は、外国人に対して生活保護法第19条第7項の規定に準じて行う要保護者に関する調査又は同法第24条第10項の規定に準じて行う保護の開始若しくは変更の申請の受理若しくは保護の実施機関に送付する書面の作成に関する事務とし、同表の規則で定める情報は、要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。